

第3章 計画の概要

1 基本理念

この計画は、「鹿屋市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

■男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

■社会における制度又は慣行による影響への配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないように配慮されること。

■政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されること。

■男女の性についての理解と配慮

全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。

■国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、国際的協調の下に行われること。

※計画で使用する「男女共同参画の視点」とは、この基本理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

2 計画のめざす姿と基本的方向

めざす姿

一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

基本的方向

参画しやすい
環境づくり

安心できる
社会づくり

人権に配慮する
人づくり

重点目標Ⅰ

あらゆる分野における
男女共同参画・
女性活躍の推進

重点目標Ⅱ

男女の人権が尊重され
安心して暮らせる
社会づくり

重点目標Ⅲ

男女共同参画社会の
実現に向けた
意識の醸成

基本理念

男女の人権の尊重

社会における制度
又は慣行による
影響への配慮

政策等の立案及び
決定への共同参画

家庭生活における
活動と他の活動の
両立

男女の性についての
理解と配慮

国際的協調

(鹿屋市男女共同参画推進条例第3条)

3 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けた基本的方向について、現状・課題等を踏まえ、「参画しやすい環境づくり」「安心できる社会づくり」「人権に配慮する人づくり」と設定し、次の重点目標を掲げ施策に取り組みます。

	重点目標	施策の方向
参画しやすい環境づくり	I あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進 女性活躍推進計画	1 あらゆる場における男女の参画促進 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進 4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援
安心できる社会づくり	II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり	1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画 2 生涯を通じた男女の健康への支援 3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備 4 防災の分野における男女共同参画の推進
人権に配慮する人づくり	III 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成	1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進